

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 条 例 智頭鉄道運営助成基金条例 (交通対策課)

知事等の退職手当に関する条例及び職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (職員厚生課)  
鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾課)  
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (建築課)

## 条 例

智頭鉄道運営助成基金条例をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第二十一号

#### 智頭鉄道運営助成基金条例

##### (設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、智頭鉄道(兵庫県赤穂郡上郡町から同県佐用郡佐用町を経て鳥取県八頭郡智頭町に至る鉄道をいう。)により鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第二項に規定する第一種鉄道事業を営む者に対し、当該事業の運営について助成するのに要する経費に充てるため、智頭鉄道運営助成基金(以下「基金」という。)を設置する。(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

##### (委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

知事等の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「別表第三に掲げる」を「第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する」に改める。

第四条第一項中「(これに準ずるものを含む。以下同じ。)」を削る。

第九条第四項中「国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)」を「国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。)」に改め、同条第五項中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

附則第六項第一号中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に、「国家公務員等退職手当法施行令」を「施行令」に改める。

附則第八項第四号イ及び第十二項中「国家公務員等退職手当法施行令」を「施行令」に改める。

附則第十九項中「国家公務員等退職手当法」を「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第七十一号)第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)」に改める。

附則第二十六項中「(昭和五十九年法律第七十一号)」及び「(昭和五十九年法律第八十七号)」を削り、同項の次に次の二項を加える。

27 昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

28 昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続き日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「承継法人等」という。)の職員となり、かつ、引き

続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第二十七項及び第二十八項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書中「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」を「日常生活上必要な行為であつて規則で定めるもの」に、「最少限度」を「最小限度」に改め、同条に次の二項を加える。

6 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額（以下この項において「年金補償基礎額」という。）は、当該年金たる補償を支給すべき場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額とする。

一 前項の規定により補償基礎額とされた額が、規則で定める年齢階層（以下この項において単に「年齢階層」という。）ごとに年金補償基礎額の最低限度額として知事が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢。次号において同じ。）の属する年齢階層に係る額に満たない場合

当該年齢階層に係る額

二 前項の規定により補償基礎額とされた額が、年齢階層ごとに年金補償基礎額の最高限度額として知事が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額

7 前項各号の知事が定める額は、地方公務員災害補償法第二条第九項各号の自治大臣が定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は、行わない。

一 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合

第十三条の二中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）」を「年金たる補償」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第三項ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

3 改正後の条例第二条第六項及び第七項の規定（同条第六項第一号に係る部分に限る。）は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）のうち昭和六十二年二月以後の期間に係る分について、同条第六項及び第七項の規定（同条第六項第二号に係る部分に限る。）は、年金たる補償のうち同年六月以後の期間に係る分について適用する。

4 同一の公務上の障害（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。以下同じ。）若しくは死亡又は同一の通勤による障害若しくは死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有していた

者であつて、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有するものに対する当該施行日以後において受ける権利を有する年金たる補償（以下「施行後補償年金」という。）の昭和六十二年六月以後の期間に係る額の算定については、当該施行日の前日において受ける権利を有していた年金たる補償（以下「施行前補償年金」という。）の額の算定の基礎として用いられた補償基礎額（以下「施行前補償基礎額」という。）が、改正後の条例第二条第六項第二号の知事が定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該施行前補償基礎額を当該施行後補償年金に係る改正後の条例第二条第六項に規定する年金補償基礎額とする。

5 施行前補償年金が遺族補償年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金を、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十二条第一項後段の規定により次順位者に支給するとき、又は同条例第十五条の規定によりその例によることとされている地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十五条第一項後段の規定により次順位者を先順位者として支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受ける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県条例第二十四号

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表の表中

鳥取県知事 西 尾 邑 次

野積場	舗装された野積場を使用する場合	使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。	未舗装の野積場を使用する場合	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。	総トン数が五トン以上の船舶を係留する場合	総トン数一トンにつき	五円
		使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。					使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。
野積場	舗装された野積場を使用する場合	使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。	未舗装の野積場を使用する場合	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。	総トン数が五トン以上の船舶を係留する場合	総トン数一トンにつき	五円
		使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。					使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。

を

に改める。

野積場	舗装された野積場を使用する場合	使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。	未舗装の野積場を使用する場合	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。	総トン数が五トン以上の船舶を係留する場合	総トン数一トンにつき	五円
		使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。					使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。
野積場	舗装された野積場を使用する場合	使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。	未舗装の野積場を使用する場合	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。	総トン数が五トン以上の船舶を係留する場合	総トン数一トンにつき	五円
		使用期間が三〇日を超えるとき。	使用期間が三〇日までのとき。					使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。	使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。

別表の備考第三号中「日割り」を「上屋にあつては一月として計算し、港湾施設用地にあつては日割り」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年九月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

薬師町第二団地

鳥取市相生町二丁目

に改める。

薬師町第二団地	鳥取市相生町二丁目
北園団地	鳥取市北園二丁目

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】